

新城市地域産業総合振興条例審議委員会
実態調査マニュアル

平成26年11月

(調査従事するときは毎回持参)

◎調査概要

●調査の目的と位置づけ

(1) 目的

「新城市地域産業総合振興条例（仮称案）」の制定を審議するにあたり、地域産業の現状を踏まえた議論の基礎資料とするため、統計資料等の調査を補完するとともに、市内事業者等の動向と意向をより詳しく把握し、今後の条例案や産業振興施策の具体的な内容把握を図るために、実態調査を実施するものである。

(2) 位置づけ

この調査により、市内の事業者の抱えている課題やニーズ、事業の実態、今後の展望、施策への要望などを把握することを主眼とし、経済センサス基礎調査や農林業センサス等の既存統計資料を活用し、事業者への負担等にも考慮しつつ、より身近な声にも配慮する方法と位置づけている。

※平成 26 年 7 月 1 日調査日 総務省・経済産業省

平成 26 年経済センサス-基礎調査、商業統計調査

平成 27 年 1 月 1 日調査日 農林水産省 農林業センサス

●調査期日

平成 26 年 1 1 月 1 日現在

●調査種類と地域と対象

1 ヒアリング調査 資料①

調査員が対象を訪問し、質問することにより行う。

(1) 調査対象

市内に本社・工場等を置く 100 事業者からヒアリングによる調査を行う。

(建設・製造業 50、農業 11、林業 8、商業 10、観光業 10、医療・介護 10 等)

(2) 調査内容 ヒアリングシート 参照

(3) 実施期間 平成 26 年 1 1 月 5 日～20 日(予定)

(4) 調査方法 新城市地域産業総合振興条例審議委員会ワーキンググループのメンバー(愛知大学地域政策学部学生を含む)による聞き取り調査によるものとする。

(5) 集計

・各設問項目の単純集計及び自由記述のテキスト(全文)整理

2 アンケート調査 資料②

調査員がヒアリング時に依頼し、調査票を従業員に配布と回収の協力を依頼する。

- (1) 調査対象 ヒアリング調査対象事業所の従業員
- (2) 調査方法 調査票を従業員等に配布を依頼し、回答する。
- (3) 調査日 平成26年11月1日現在
- (4) 回答期限 平成26年11月27日
回収期限:11月28日以降
- (5) 調査内容 アンケート調査票 参照
- (6) 集計と分析
 - ・各設問項目の単純集計及び自由記述のテキスト(全文)整理
 - ・事業所属性と主要項目のクロス集計等

●調査の流れ

質問者(班長)1名 記録者1名 タイムキーパー1名

(訪問時、前に役割を決めて、ヒアリング調査をする。)

- (1) 調査協力に対する御礼を含め、調査員の紹介
- (2) 調査員の立場 (事業所等の皆様からのご意見をお聞きしたい)の理解
- (3) 調査趣旨説明 ヒアリング表書き
- (4) 調査時間 長くても45分
質問項目 標準 ヒアリング票
(設問を基本とし、事業所の対応者からの意見等を幅広く)
時間等の余裕があれば、
 - ・主な事業の内容
 - ・事業開始からの年数
 - ・従業員の年齢構成
 - ・景気の状態とその対策
 - ・主な取引先
 - ・最も困っている問題 その他
- (5) アンケート調査依頼
 - ・従業員等の皆様からのアンケート用紙によるご意見をお聞きしたい旨の協力
(工場であればその工場のみ、本社機能があれば、その他の工場も願います。)
 - ・タイムキーパー 質問で従業員数を回答いただいた段階で、アンケート用紙の準備枚数確認、回収封筒
 - ・調査票回収日の確認 11月28日以降
 - ・回収訪問先確認
- (6) 調査終了時の協力に対するあいさつ

●調査事前準備

調査対象の確認(住宅地図)、アンケート調査票、アンケート回収封筒(箱)

緊急時の対応 審議員会事務局:産業政策課 電話 23-7607

課電話つながらないとき:携帯

名札の着用、広い敷地内では腕章(班長の指示で)

●調査業務スケジュール

移動手段：市公用車

〈調査対象への距離等により あくまでもモデルスケジュール〉

(大学生) 愛知大学研究棟駐車場出発：午前9時 乗車

勤労青少年ホーム集合：午前9時40分

1 件目 調査対象調査開始：午前10時～

2 件目 調査対象調査開始：午前11時～

昼食:勤労青少年ホーム 和室

3 件目 調査対象調査開始：午後 1時～

4 件目 調査対象調査開始：午後 2時～

5 件目 調査対象調査開始：午後 3時～

勤労青少年ホーム出発：午後4時20分

(大学生) 愛知大学研究棟駐車場出発：午後5時 解散

※ 調査活動に初めて調査員がいる場合：午前10時から時間帯で調査マニュアルの説明を行い、調査方法等と統一した取扱を確認

●調査後活動

(1)調査報告書作成

(2)ヒアリングシート整理 データ作成

(3)貸出物品の返却 調査物品(名簿、調査票等)

調査後産業政策課に提出してください。

○結果の公表

・アンケート及びヒアリング調査結果は、新城市地域産業総合振興条例審議委員会における産業実態調査としての基礎資料として使用することをもって、公表とする。

・新城市地域産業総合振興条例審議委員会の会議資料として収録し、新城市ホームページ等で公開する。

参考

調査準備 実態査票等に関するワークショップについて

《課題》 地域産業の実態を把握するためにどんな調査をいかに行うか。

実態を知るために多様な場面での機会をどう作っていくか。

《方法》 ワーキングメンバーの意見交換とワーキンググループ案の提出

《ワークショップの日程と内容》

	日 程	開 催 場 所	参加メンバー数
①	9月11日(木)午後3時	勤労青少年ホーム 集会室	9
	第1回審議委員会の議論の内容と実態調査について ～委員会議事録の委員の声から考えよう～		
②	9月17日(水)午後3時	勤労青少年ホーム 集会室	11
	アンケート調査設問(案)やヒアリング項目等の検討 ～ヒアリング部会・アンケート部会の2つに分かれて～		
③	9月24日(水)午後3時	勤労青少年ホーム 集会室	8
	調査案の概要説明 ～ヒアリング部会・アンケート部会の合同で～		
④	10月15日(水)午後6時	勤労青少年ホーム 集会室	6
	最終調査票取りまとめと調査対象の検討 ワーキンググループ最終案とりまとめ		

10月22日 審議委員会ワーキンググループ最終案を新城市地域産業総合振興条例審議委員会鈴木委員長に提出し、27日委員長から意見が提出されました。

その後、審議会委員に委員長案を配布し、各委員からの意見を求め、1名の委員から意見が提出され、修正しました。

ヒアリング対象・アンケート対象者選定の理由・根拠

平成22年経済センサス基礎調査の調査結果、産業分類別事業所割合や従業者割合等を参考にし、ヒアリング調査対象は、当初従業者20名程度を目安に、調査実施数は、調査期間(2週間)、学生派遣などの調査員確保や、調査対象への距離・時間などから算出し、調査対象100(内訳は建設・製造業、農業、林業、商業、観光業、医療・介護事業)と設定した。

しかし、従業者20名程度という基準は業種・業態によって異なり、すべてに当てはまるものではないことから、一部の業種では従業員数は参考とした。

抽出した業者の選定基準としては、新城地区、鳳来地区、作手地区で偏らないよう注意し、それぞれの分野で調査対象を選定した。

アンケートは、ヒアリング調査実施対象100の従業員を対象とする。しかし、農林業等は個人、家族経営がほとんどであるためヒアリング兼アンケートという形で実施する。

病院医療系の事業所において、介護事業も併せて経営しているところについてはヒアリング時に両方の立場からの話を伺うこととなる可能性がある。

労働組合が存在する事業所にあっては組合を通じて調査していただくことも考慮する。